

制定	平成 22 年	4 月 1 日	規程第 16 号
改正	平成 22 年	6 月 30 日	規程第 42 号
改正	平成 23 年	6 月 28 日	規程第 7 号
改正	平成 23 年	9 月 27 日	規程第 12 号
改正	平成 24 年	3 月 21 日	規程第 5 号
改正	平成 24 年	9 月 27 日	規程第 12 号
改正	平成 29 年	3 月 16 日	規程第 5 号
改正	平成 30 年	3 月 12 日	規程第 3 号
改正	平成 30 年	3 月 12 日	規程第 4 号
改正	平成 31 年	3 月 19 日	規程第 13 号
改正	令和 元年	12 月 19 日	規程第 27 号
改正	令和 2 年	3 月 16 日	規程第 1 号
改正	令和 3 年	3 月 23 日	規程第 4 号
改正	令和 3 年	9 月 28 日	規程第 10 号
改正	令和 4 年	3 月 22 日	規程第 4 号

地方独立行政法人山梨県立病院機構勤務時間、休日及び休暇等に関する規程

（趣旨）

第 1 条 この規程は、地方独立行政法人山梨県立病院職員就業規則第 23 条に基づき、職員（地方独立行政法人山梨県立病院機構会計年度任用職員就業規則第 1 条に定める職員及び地方独立行政法人特別職非常勤職員規程第 1 条に定める職員を除く。）の勤務時間、休日及び休暇等に関し必要な事項を定めるものとする。

（勤務時間）

第 2 条 職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4 週間を超えない期間につき 1 週間当たり 38 時間 45 分とする。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号。以下「育児休業法」という。）第 10 条第 3 項の規定により同条第 1 項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（同法第 17 条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の 1 週間当たりの勤務時間は、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容（同法第 17 条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあっては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。）に従い、理事長が定める。

3 地方公務員法第 28 条の 4 第 1 項若しくは第 28 条の 5 第 1 項又は第 28 条の 6 第 1 項若

しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき一週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、理事長が定める。

- 4 育児休業法第18条第1項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり31時間までの範囲内で、理事長が定める。
- 5 理事長は、職務の特殊性又は当該職場の特殊の必要により前各項に規定する勤務時間を超えて勤務することを必要とする職員の勤務時間について、別に定めることができる。

（週休日及び勤務時間の割振り）

- 第3条** 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、理事長は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。
- 2 理事長は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

第4条 理事長は、業務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要がある職員については、前条の規定にかかわらず、週休日及び勤務時間の割振りを下表に定める。

職員	勤務時間	勤務態様及び勤務時間の割振り	休憩時間	週休日
中央病院救急医療局救急業務統括部及び高度救命救急センターに勤務する職員、医療局中央診療統括部リハビリテーション科に勤務する職員、医療	4週間について155時間（ただし、休憩時間を除く。）	勤務時間の割振りは、理事長が定める。	1時間とし、その割振りは、理事長が定める。	4週間について8日とし、理事長が定める。

局手術診療統括部臨床工 学科に勤務する職員、中 央病院看護局看護部に勤 務する職員のうち副看護 師長、主任看護師又は看 護師である者及び北病院 看護部に勤務する職員の うち入院患者の看護業務 に従事する者				
--	--	--	--	--

- 2 理事長は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、育児短時間勤務職員等を除き、勤務日が引き続き 12 日を超えないようにし、かつ、1 回の勤務に割り振られる勤務時間が 16 時間を超えない範囲内で、4 週間ごとの期間につき 8 日の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては 8 日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては 8 日以上の週休日）を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該職場の特殊の必要（育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容）により、4 週間ごとの期間につき 8 日（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、8 日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、4 週間を超えない期間につき 1 週間当たり 1 日以上の割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあつては、4 週間を超えない期間につき 1 週間当たり 1 日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設ける場合には、この限りでない。
- 3 理事長は、育児短時間勤務職員等を除き、第 2 項ただし書の定めるところに従い週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、次に掲げる基準に適合するように行わなければならない。
- 一 週休日が毎 4 週間につき 4 日以上となるようにすること
 - 二 勤務日が引き続き 12 日を超えないこと
 - 三 1 回の勤務に割り振られる勤務時間が 16 時間を超えないこと

（週休日の振替等）

第 5 条 理事長は、職員に第 3 条第 1 項又は前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、第 3 条第 2 項又は前条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下「勤務日」という。）のうち、勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする 4 週間前の日から当該勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする 8 週間後の日までの期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち 4 時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該

4 時間の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

- 2 理事長は、週休日の振替（前項の規定に基づき勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を前項の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下この項において同じ。）又は 4 時間の勤務時間の割振り変更（前項の規定に基づき勤務日（4 時間の勤務時間のみが割り振られている日を除く。以下この条において同じ。）のうち 4 時間の勤務時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該 4 時間の勤務時間を前項の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下この条において同じ。）を行う場合には、週休日の振替又は 4 時間の勤務時間の割振り変更（次条第 3 項において「週休日の振替等」という。）を行った後において、週休日が毎 4 週間につき 4 日以上となるようにし、かつ、勤務日等（第 14 条に規定する勤務日等をいう。以下同じ。）が引き続き 24 日を超えないようにしなければならない。
- 3 理事長は、4 時間の勤務時間の割振り変更を行う場合には、第 1 項に規定する期間内にある勤務日の始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する勤務時間について割り振ることをやめて行わなければならない。

（勤務の種類並びに始業時刻及び終業時刻）

- 第 6 条** 職員の勤務の種類並びに始業時刻及び就業時刻は、別表 1 に基づき、理事長が定める。
- 2 理事長は、第 3 条第 1 項ただし書の規定により週休日を設け、同条第 2 項の規定により勤務時間を割り振り、第 4 条の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定め、次条第 1 項の規定により休憩時間を置き、若しくは同条第 4 項の規定により休憩時間につき別段の定めをした場合には、職員に対し適当な方法により速やかにその内容を明示するものとする。
 - 3 理事長は、週休日の振替等を行った場合には、職員に対して速やかにその内容を通知するものとする。

（休憩時間）

- 第 7 条** 理事長は、1 日の勤務時間が 6 時間を超える場合には、1 時間の休憩時間を所定の勤務時間の途中に置かなければならない。
- 2 理事長は、前項の規定にかかわらず、1 日の勤務時間が 6 時間を超え 7 時間 45 分以下の場合において、職員の健康及び福祉に重大な影響を及ぼすおそれがあると認めるときであつて、次の各号に掲げる場合に該当する職員から申出があり、かつ、業務の運営に支障がないと認められるときは、前項の休憩時間を 45 分以上 1 時間未満とすることができる。
 - 一 小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治 29 年法律第 89 号）第 817 条の 2 第 1 項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成

- 立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 27 条第 1 項第 3 号の規定により同法第 6 条の 4 第 2 号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童及び同法第 6 条の 4 第 1 号に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第 27 条第 4 項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第 6 条の 4 第 2 号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第 27 条第 1 項第 3 号の規定により委託されている当該児童を含む。以下同じ。）のある職員がその子を養育する場合
- 二 小学校に就学している子のある職員が、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。）第 6 条の 2 第 4 項に規定する放課後等デイサービスを行う事業若しくは同法第 6 条の 3 第 2 項に規定する放課後児童健全育成事業を行う施設、児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号）第 19 条第 3 号に規定する事業における相互援助活動を行う場所、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 77 条に規定する地域生活支援事業として実施する日中における一時的な見守り等の支援を行う施設又は文部科学省の補助事業である学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業として実施する放課後等における学習その他の活動を行う場所にその子（各事業を利用する者に限る。）を出迎えるために赴き、又は見送るために赴く場合
- 三 第 19 条第 1 項に規定する要介護者のある職員が当該要介護者を介護する場合
- 3 休憩時間は、第 2 条から第 5 条に規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）に含まれず、これに対しては、給与を支給しない。
- 4 勤務条件の特殊性により第 1 項により難しいときは、理事長は、休憩時間につき別段の定めをすることができる。
- 5 第 1 項の休憩時間は、職務の特殊性又は当該職場の特殊の必要がある場合において、一斉に与えないことができる。

（正規の勤務時間以外の時間における勤務（宿日直等））

- 第 8 条** 理事長は、所轄労働基準監督署長の許可を受けて、正規の勤務時間以外の時間において職員に設備等の保全、外部との連絡及び文書の収受を目的とする勤務その他、次の各号に掲げる断続的な勤務をすることを命ずることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、業務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合であつて、第 3 号に掲げる当直勤務を命じようとする時間帯に、当該当直勤務に従事する職員のうち育児短時間勤務職員等以外の職員に対し、労働基準法施行規則（昭和 22 年厚生省令第 23 号）第 23 条の許可に適合するように当該当直勤務を命ずることができない場合に限り、当該断続的な勤務をすることを命ずることができる。
- 一 本来の勤務に従事しないで行う庁舎、設備、備品、書類等の保全、外部との連絡、

文書の收受及び庁内の監視を目的とする勤務（次号に掲げる勤務を除く。）

二 前号に規定する業務を目的とする勤務のうち、庁舎に附属する居室において私生活を営みつつ常時行う勤務

三 次に掲げる当直勤務

イ 救急の外来患者、入院患者の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師の当直勤務

ロ 看護業務の管理又は監督のための看護師長等の当直勤務

ハ 救急の外来患者及び入院患者に関する緊急の看護業務等のための看護師等の当直勤務

ニ 救急の外来患者及び入院患者に関する緊急の医療技術業務の処理等のための薬剤師、放射線技師、臨床検査技師（衛生検査技師を含む。）等の当直勤務

ホ 救急の外来患者及び入院患者に関する緊急の事務処理等のための当直勤務

2 理事長は、第 13 条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日（以下「休日」という。）又は国若しくは県の行事の行われる日で理事長が指定する日の正規の勤務時間において職員に前項各号に掲げる勤務と同様の勤務を命ずることができる。

（正規の勤務時間以外の時間における勤務（時間外勤務））

第 9 条 理事長は、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号。以下「労基法」という。）第 36 条の定めるところにより、業務の正常な運営のため臨時又は緊急の必要がある場合には、正規の勤務時間以外の時間において職員に前条に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、業務のため臨時又は緊急の必要がある場合において、当該職員等に勤務を命じなければ業務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合に限り、正規の勤務時間以外の時間において同項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。

（育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務）

第 10 条 理事長は、次の各号に掲げる職員が、その子を養育するために請求した場合には、業務の運営に支障がある場合を除き、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。以下この条において同じ。）をさせるものとする。

一 小学校就学の始期に達するまでの子のある職員

二 小学校に就学している子のある職員であって、第 7 条第 2 項第 2 号に掲げる場合に該当する者

2 前項の規定による請求（以下「早出遅出勤務の請求」という。）は、次の各号のとおりとする。

- 一 請求は、理事長が定める早出遅出勤務請求書により、早出遅出勤務を請求する一の期間(以下「早出遅出勤務期間」という。))について、その初日(以下「早出遅出勤務開始日」という。))及び末日(以下「早出遅出勤務終了日」という。))とする日を明らかにして、早出遅出勤務開始日の前日までに、理事長に対し、あらかじめされなければならない。
 - 二 理事長は、早出遅出勤務の実施に当たり、早出遅出勤務に係る始業及び終業の時刻及び休憩時間をあらかじめ定めて職員に周知しなければならない。この場合において、当該始業及び終業の時刻は、それぞれ午前 7 時以後及び午後 10 時以前に設定しなければならない
 - 三 理事長は、早出遅出勤務の請求があつたときは、業務の正常な運営を妨げるかどうかについて、速やかに当該請求をした職員に対し通知しなければならない
 - 四 理事長は、前項の規定による通知後において業務の正常な運営を妨げる日があることが明らかとなった場合にあっては、当該日の前日までに、当該早出遅出勤務の請求をした職員に対しその旨を通知しなければならない
 - 五 理事長は、早出遅出勤務の請求に係る事由について確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して、当該請求に係る事実を証明することができる書類の提出を求めることができる
- 3 早出遅出勤務の請求がされた後早出遅出勤務開始日とされた日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求は、されなかったものとみなす。
- 一 当該請求に係る子が死亡したこと
 - 二 当該請求に係る子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなったこと
 - 三 前 2 号に掲げる場合のほか、当該請求をした職員が第 1 項に規定する職員に該当しなくなったこと
 - 四 当該請求をした職員が当該請求に係る子と同居しないこととなったこと
- 4 早出遅出勤務開始日以後早出遅出勤務終了日とされた日の前日までに、前項各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、早出遅出勤務の請求は、当該事由が生じた日を早出遅出勤務終了日とする請求であつたものとみなす。
- 5 前二項の場合において、職員は遅滞なく第 3 項各号に掲げる事由が生じた旨を理事長に届け出なければならない。
- 6 第 2 項第 5 号の規定は、前項の規定による届出について準用する。
- 7 前各項の規定(第 3 項第 3 号及び第 4 号を除く。)は、第 19 条第 1 項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定は適用せず、同項中「次の各号に掲げる職員が、その子を養育」とあるのは「第 19 条第 1 項に規定する要介護者のある職員が、当該要介護者を介護」と、第 3 項第 1 号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第 2 号中「子が離縁又は養子縁組の取消しによ

り当該請求をした職員の子」とあるのは「要介護者が離婚、婚姻の取消し、離縁等により、職員の親族」と読み替えるものとする。

- 8 前各項に規定するもののほか、早出遅出勤務に関する手続その他の早出遅出勤務に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第11条 理事長は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、第4項で定めるところにより当該子を養育するために請求した場合には、業務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この条において同じ。）における勤務をさせてはならない。

- 2 理事長は、三歳に満たない子のある職員が第9項で定めるところにより当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第9条に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。

- 3 理事長は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、第9項で定めるところにより当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、第9条に規定する勤務をさせてはならない。

- 4 第1項の規定による請求（以下「深夜勤務制限の請求」という。）は、次の各号のとおりとする。

一 請求は、理事長が定める深夜勤務制限請求書により、深夜における勤務の制限を請求する一の期間（6月以内の期間に限る。以下「制限期間」という。）について、その初日（以下「深夜勤務制限開始日」という。）及び末日（以下「深夜勤務制限終了日」という。）とする日を明らかにして、理事長に対し、深夜勤務制限開始日の1月前までにされなければならない

二 理事長は、深夜勤務制限の請求があったときは、業務の正常な運営を妨げるかどうかについて、速やかに当該請求をした職員に対し通知しなければならない

三 理事長は、前項の規定による通知後において業務の正常な運営を妨げる日があることが明らかとなった場合にあっては、当該日の前日までに、当該深夜勤務制限の請求をした職員に対しその旨を通知しなければならない

四 理事長は、深夜勤務制限の請求に係る事由について確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して、当該請求に係る事実を証明することができる書類の提出を求めることができる

- 5 深夜勤務制限の請求がされた後深夜勤務制限開始日とされた日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求は、されなかったものとみなす。

一 当該請求に係る子が死亡したこと

- 二 当該請求に係る子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなったこと
- 三 当該請求をした職員が当該請求に係る子と同居しないこととなったこと
- 四 当該請求をした職員の配偶者で当該請求に係る子の親であるものが、深夜において常態として当該子を養育することができるものとして次のいずれにも該当する者となったこと
 - イ 深夜において就業していない者(深夜における就業日数が1月について3日以下の者を含む。)であること
 - ロ 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により請求に係る子を養育することが困難な状態にある者でないこと
 - ハ 8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)以内に出産する予定である者又は産後8週間を経過しない者でないこと
- 6 深夜勤務制限開始日以後深夜勤務制限終了日とされた日の前日までに、前項各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、深夜勤務制限の請求は、当該事由が生じた日を深夜勤務制限終了日とする請求であつたものとみなす。
- 7 前二項の場合において、職員は遅滞なく第5項各号に掲げる事由が生じた旨を理事長に届け出なければならない。
- 8 第4項第4号の規定は、前項の規定による届出について準用する。
- 9 第2項及び第3項の規定による請求(以下「時間外勤務制限の請求」という。)の手続きは、次の各号とおりとする。
 - 一 請求は、理事長が定める時間外勤務制限請求書により、時間外勤務の制限を請求する一の期間について、その初日(以下「時間外勤務制限開始日」という。)及び期間を明らかにして、理事長に対し、時間外勤務制限開始日の前日までにされなければならない。この場合において、第2項の規定による請求に係る期間と第3項の規定による請求に係る期間とが重複しないようにしなければならない。
 - 二 理事長は、時間外勤務制限の請求があつたときは、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難であるかどうかについて、速やかに当該職員に対し通知しなければならない
 - 三 理事長は、時間外勤務制限の請求が、当該請求があつた日の翌日から起算して1週間を経過する日(以下「1週間経過日」という。)前の日を時間外勤務制限開始日とする請求であつた場合で、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずるために必要があると認めるときは、当該時間外勤務制限開始日から1週間経過日までの間のいずれかの日に時間外勤務制限開始日を変更することができる
 - 四 理事長は、前項の規定により時間外勤務制限開始日を変更した場合においては、当該時間外勤務制限開始日を当該変更前の時間外勤務制限開始日の前日までに当該請求をした職員に対し通知しなければならない

五 理事長は、時間外勤務制限の請求に係る事由について確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して、当該請求に係る事実を証明することができる書類の提出を求めることができる

10 時間外勤務制限の請求がされた後時間外勤務制限開始日とされた日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求は、されなかったものとみなす。

一 当該請求に係る子が死亡したこと

二 当該請求に係る子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなったこと

三 当該請求をした職員が当該請求に係る子と同居しないこととなったこと

11 時間外勤務制限開始日から起算して時間外勤務制限の請求に係る期間を経過する日の前日までの間に、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、時間外勤務制限の請求は、時間外勤務制限開始日から当該事由が生じた日までの期間についての請求であったものとみなす。

一 前項各号に掲げるいずれかの事由が生じたこと

二 当該請求に係る子が、第2項の規定による請求にあつては三歳に、第3項の規定による請求にあつては小学校就学の始期に達したこと

12 前二項の場合(前項第二号に掲げる場合を除く。)において、職員は遅滞なく、第10項各号に掲げる事由が生じた旨を理事長に届け出なければならない。

13 第9項第5号の規定は、前項の規定による届出について準用する。

14 前各項の規定(第5項第3号及び第4号、第10項第3号並びに第11項第2号を除く。)は、第19条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、第4項で定めるところにより当該子を養育」とあり、第2項中「三歳に満たない子のある職員が第9項で定めるところにより当該子を養育」とあり、第3項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、第9項で定めるところにより当該子を養育」とあるのは「第19条第1項に規定する要介護者のある職員が、当該要介護者を介護」と、第5項第1号及び第10項第1号中「子」とあるのは「第19条第1項に規定する要介護者」と、第5項第2号及び第10項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子」とあるのは「第19条第1項に規定する要介護者が離婚、婚姻の取消し、離縁等により、職員の親族」と読み替えるものとする。

15 前各項に規定するもののほか、勤務の制限に関する手続その他の勤務の制限に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(時間外勤務代休時間)

第12条 理事長は、地方独立行政法人山梨県立病院機構職員給与規程(以下「職員給与

規程」という。)第 52 条第 5 項の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、当該職員から取得の申し出があった場合には、労基法第 37 条第 3 項の定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（以下「時間外勤務代休時間」という。）として、職員給与規程第 52 条第 5 項に規定する 60 時間を超えて勤務した全時間に係る月の末日の翌日から同日を起算日とする 2 月後の日までの期間内にある勤務日等（第 14 条第 1 項に規定する勤務日等をいい、同項に規定する休日及び代休日を除く。）に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。

- 2 前項の規定により時間外勤務代休時間を指定された職員は、当該時間外勤務代休時間には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。
- 3 理事長は、第 1 項の規定に基づき時間外勤務代休時間を指定する場合には、同項に規定する期間内にある勤務日等（休日及び代休日（第 14 条第 1 項に規定する代休日という。以下同じ。）を除く。第 5 項において同じ。）に割り振られた勤務時間のうち、時間外勤務代休時間の指定に代えようとする時間外勤務手当の支給に係る 60 時間超過月における職員給与規程第 52 条第 5 項の規定の適用を受ける時間（以下「60 時間超過時間」という。）の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間数の時間を指定するものとする。
 - 一 職員給与規程第 52 条第 1 項第 1 号に掲げる勤務に係る時間（次号に掲げる時間を除く。） 当該時間に該当する 60 時間超過時間の時間数に 100 分の 25 を乗じて得た時間数
 - 二 職員給与規程第 52 条第 3 項に規定する 7 時間 45 分に達するまでの間の勤務に係る時間 当該時間に該当する 60 時間超過時間の時間数に 100 分の 50 を乗じて得た時間数
 - 三 職員給与規程第 52 条第 1 項第 2 号に掲げる勤務に係る時間 当該時間に該当する 60 時間超過時間の時間数に 100 分の 15 を乗じて得た時間数
- 4 前項の場合において、その指定は、4 時間又は 7 時間 45 分（年次有給休暇の時間に連続して時間外勤務代休時間を指定する場合にあっては、当該年次有給休暇の時間の時間数と当該時間外勤務代休時間の時間数を合計した時間数が 4 時間又は 7 時間 45 分となる時間）を単位として行うものとする。
- 5 理事長は、第 1 項の規定に基づき 1 回の勤務に割り振られた勤務時間の一部について時間外勤務代休時間を指定する場合には、第 1 項に規定する期間内にある勤務日等の始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する勤務時間について行わなければならない。ただし、理事長が、業務の運営並びに職員の健康及び福祉を考慮して必要があると認める場合は、この限りではない。
- 6 理事長は、職員があらかじめ時間外勤務代休時間の指定を希望しない旨申し出た場合

には、時間外勤務代休時間を指定しないものとする。

- 7 理事長は、第1項に規定する措置が60時間超過時間の勤務をした職員の健康及び福祉の確保に特に配慮したものであることにかんがみ、前項に規定する場合を除き、当該職員に対して時間外勤務代休時間を指定するよう努めるものとする。
- 8 時間外勤務代休時間の指定の手續に関し必要な事項は、理事長が定める。

(休日)

第13条 職員は、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「祝日法による休日」という。)には、特に勤務することを命ぜられる者を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。12月29日から翌年の1月3日までの日(祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。)についても、同様とする。

(休日の代休日)

- 第14条** 理事長は、休日である第3条第2項、第4条又は第5条の規定により勤務時間が割り振られた日(以下「勤務日等」という。)に割り振られた勤務時間の全部(以下「休日の全勤務時間」という。)について特に勤務することを命じた場合には、当該休日前に、当該休日に代わる日(以下「代休日」という。)として、当該休日後の勤務日等(第12条第1項の規定により時間外勤務代休時間が指定された勤務日等及び休日を除く。)を指定することができる。
- 2 前項の規定により代休日を指定された職員は、勤務を命ぜられた休日の全勤務時間を勤務した場合において、当該代休日には、特に勤務することを命ぜられるときを除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。
 - 3 第1項の代休日の指定は、勤務することを命じた休日を起算日とする8週間後の日までの期間内にあり、かつ、当該休日に割り振られた勤務時間と同一の時間数の勤務時間が割り振られた勤務日等(第12条第1項の規定により時間外勤務代休時間が指定された勤務日等及び休日を除く。)について行わなければならない。
 - 4 理事長は、職員があらかじめ代休日の指定を希望しない旨申し出た場合には、代休日を指定しないものとする。
 - 5 代休日の指定の手續に関し必要な事項は、理事長が定める。

(休暇の種類)

- 第15条** 職員の休暇は、年次有給休暇、傷病休暇、特別休暇、子育て時間、介護休暇、介護時間及び無給休暇とする。
- 2 年次有給休暇、傷病休暇及び特別休暇は、有給休暇とする。

(年次有給休暇)

第16条 年次有給休暇は、1の年度ごとにおける休暇とし、その日数は、1の年度において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める日数とする。

一 次のイ及びロ、第2項並びに第3項に掲げる職員以外の職員 20日（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で、以下に定める日数）

イ 斉一型短時間勤務職員（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち、1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。以下同じ。） 20日に斉一型短時間勤務職員の1週間の勤務日の日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数

ロ 不斉一型短時間勤務職員（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち、斉一型短時間勤務職員以外のものをいう。以下同じ。）155時間に第2条第2項から第4項までの規定に基づき定められた不斉一型短時間勤務職員の勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た時間数を、7時間45分を1日として日に換算して得た日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）

二 前号の年次有給休暇の日数が労基法第39条の規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合には、同条の規定により付与すべきものとされている日数とする

三 第1号のイ及びロ並びに前号の規定にかかわらず、労基法第39条第1項又は第2項に規定する継続勤務年数の計算に当たり再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員の採用後の勤務が退職以前の勤務と継続するものとされる者の当該採用された年における年次有給休暇の日数は、当該採用後の勤務と退職以前の勤務とが継続するものとみなした場合における日数とする

2 第1項第1号のイ及びロ並びに次項に掲げる職員以外の職員であって、当該年度の中途において新たに職員となったもの（次項に掲げる職員を除く。） その年度の在職期間を考慮し20日を超えない範囲内で、別表第2の日数欄に掲げる日数（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、理事長が別に定める日数）（以下この条において「基本日数」という。）

3 当該年度の前年度において国家公務員、山梨県条例の適用を受けない地方公務員又はその業務が国若しくは地方公共団体の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち、別表第3に定めるものに使用される者（以下この号において「国家公務員等」という。）であった者であって引き続き当該年度に新たに職員となったものその他別表第4で定める職員 国家公務員等としての在職期間及びその在職期間中における年次有給休暇に相当する休暇の残日数等を考慮し、20日に第4項で定める日数を加えた日数を超えない範囲内で次に定める日数

- 一 次号に掲げる職員以外の職員 次に掲げる場合に应じ、次に定める日数
- イ 当該年度の初日に職員となった場合 20 日に当該年度の前年度における年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の残日数(当該残日数が 20 日を超える場合にあっては、20 日)を加えて得た日数
- ロ 当該年度の初日後に職員となった場合 この号イの日数から職員となった日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の日数を減じて得た日数(ロに掲げる職員が再任用職員(地方公務員法第 28 条の 4 第 1 項又は第 28 条の 5 第 1 項の規定により採用された職員をいう。ロにおいて同じ。)及び任期付短時間勤務職員である場合にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、理事長が別に定める日数)(当該日数が基本日数に満たない場合にあっては、基本日数)
- 二 前項の規定の適用を受ける職員のうちその者の使用した年次有給休暇に相当する休暇の日数が明らかでないものの年次有給休暇の日数については、これらの規定にかかわらず、理事長が別に定める日数とする
- 4 年次有給休暇(この項の規定により繰り越されたものを除く。)は、1 の年度における年次有給休暇の残日数が 20 日を超えない職員にあっては、当該残日数(1 日未満の端数があるときはこれを 1 日の年次有給休暇の残日数とした日数)、20 日を超える職員にあっては 20 日を限度として、当該年度の翌年度に繰り越すことができる。
- 5 理事長は、年次有給休暇を職員の請求する時季に与えなければならない。ただし、請求された時季に年次有給休暇を与えることが業務の正常な運営を妨げる場合においては、他の時季にこれを与えることができる。
- 6 第 1 項から第 3 項までの年次有給休暇が 10 日以上与えられた職員に対しては、前項の規定にかかわらず、職員が年次有給休暇を付与された日から 1 年以内に、当該職員の有する年次有給休暇日数のうち 5 日について、理事長が職員の意見を聴取し、その意見を尊重した上で、あらかじめ時季を指定して取得させることができる。ただし、職員が前項の規定による年次有給休暇を取得した場合においては、当該取得した日数分を 5 日から控除するものとする。
- 7 次の各号に掲げる場合において、1 週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数(以下「勤務形態」という。)が変更されるときに当該変更の日以後における職員の年次有給休暇の日数は、当該年度の初日に当該変更の日の勤務形態を始めた場合にあっては第 1 項第 1 号又は第 2 項に掲げる日数(以下この項において「付与日数」という。)に第 4 項の規定により当該年度の前年度から繰り越された年次有給休暇の日数(以下この項において「繰越日数」という。)を加えて得た日数とし、当該年度の初日後に当該変更後の勤務形態を始めた場合において、同日以前に当該変更前の勤務形態を始めたときにあっては付与日数に、次の各号に掲げる場合に应じ、当該各号に掲げる率を乗じて得た日数(1 日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数とし、当該日数が 20 日を超える場合は、20 日とする。以下この項において「調整後の付与日

数」という。)に繰越日数を加えて得た日数から当該年度において当該変更の日の前日までに使用した年次有給休暇の日数を減じて得た日数とし、当該年度の初日後に当該変更前の勤務形態を始めたときにあっては当該勤務形態を始めた日においてこの項の規定により得られる調整後の付与日数に、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる率を乗じて得た日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数とし、当該日数が20日を超える場合は、20日とする。）に繰越日数を加えて得た日数から当該年度において当該変更の日の前日までに使用した年次有給休暇の日数を減じて得た日数とする。

- 一 育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員が1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一である育児短時間勤務（以下この条において「斉一型育児短時間勤務」という。）を始める場合、斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて勤務形態を異にする斉一型育児短時間勤務を始める場合又は育児短時間勤務職員等が斉一型育児短時間勤務若しくは斉一型短時間勤務（育児休業法第17条の規定による短時間勤務のうち、1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。次号において同じ。）を終える場合 勤務形態の変更後における1週間の勤務日の日数を当該勤務形態の変更前における1週間の勤務日の日数で除して得た率
 - 二 育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員が斉一型育児短時間勤務以外の育児短時間勤務（以下この条において「不斉一型育児短時間勤務」という。）を始める場合、不斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて勤務形態を異にする不斉一型育児短時間勤務を始める場合又は育児短時間勤務職員等が不斉一型育児短時間勤務若しくは育児休業法第17条の規定による短時間勤務のうち斉一型短時間勤務以外のものを終える場合 勤務形態の変更後における1週間当たりの勤務時間の時間数を当該勤務形態の変更前における1週間当たりの勤務時間の時間数で除して得た率
 - 三 斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて不斉一型育児短時間勤務を始める場合 勤務形態の変更後における1週間当たりの勤務時間の時間数を当該勤務形態の変更前における勤務日ごとの勤務時間の時間数を7時間45分とみなした場合の1週間当たりの勤務時間の時間数で除して得た率
 - 四 不斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて斉一型育児短時間勤務を始める場合 勤務形態の変更後における勤務日ごとの勤務時間の時間数を7時間45分とみなした場合の1週間当たりの勤務時間の時間数を当該勤務形態の変更前における1週間当たりの勤務時間の時間数で除して得た率
- 8 前項の規定により年次有給休暇の日数を算定した場合において、直近の勤務形態の変更の日における年次有給休暇の日数が当該勤務形態の変更の日の前日における年次有給休暇の日数を下回る場合には、同項の規定にかかわらず、当該変更の日の前日におけ

る年次有給休暇の日数とする。

- 9 年次有給休暇の単位は、1 日又は半日とする。ただし、特に職員から要求があった場合であつて、特に必要があると認められるときは、1 時間を単位として与えることができる。
- 10 前項の場合において、1 時間を単位として使用した年次有給休暇を日に換算する場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間数をもって1日とする。
- 一 次号から第4号までに掲げる職員以外の職員 7時間45分
 - 二 育児休業法第10条第1項第1号から第4号までに掲げる勤務の形態の育児短時間勤務職員等 次に掲げる規定に掲げる勤務の形態の区分に応じ、次に定める時間数
 - イ 育児休業法第10条第1項第1号又は第4号 3時間55分
 - ロ 育児休業法第10条第1項第2号 4時間55分
 - ハ 育児休業法第10条第1項第3号又は4号 7時間45分
 - 三 斉一型短時間勤務職員（前号に掲げる職員のうち、斉一型短時間勤務職員を除く。）勤務日ごとの勤務時間の時間数（1分未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間）
 - 四 不斉一型短時間勤務職員（第二号に掲げる職員のうち、不斉一型短時間勤務職員を除く。） 7時間45分
- 11 年次有給休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。
- 12 前各項に規定するもののほか、年次有給休暇の取得に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（傷病休暇）

- 第17条** 傷病休暇は、職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における休暇とし、その期間は、そのつど必要と認められる必要最小限度の期間とする。ただし、次に掲げる場合以外の場合の傷病休暇（以下この条において「特定傷病休暇」という。）の期間は、次に掲げる場合における特別休暇又は傷病休暇を使用した日その他の理事長が定める日（以下この条において「除外日」という。）を除いて連続して90日（理事長が特に認める疾病にかかった場合は180日。以下同じ。）を超えることはできない。
- 一 生理日の就業が著しく困難な場合
 - 二 公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項に規定する通勤をいう。）により負傷し、若しくは疾病にかかった場合
 - 三 地方独立行政法人山梨県立病院機構職員安全衛生管理規程第13条第1項の表に

規定する生活規正の面Bの区分の決定又は同表に規定する生活規正の面Bへの区分の変更を受け、同表の具体的養護措置を受けた場合

- 2 前項ただし書、次項及び第4項の規定の適用については、連続する8日以上期間（当該期間における週休日等以外の日の日数が少ない場合として理事長が定める場合にあつては、その日数を考慮して理事長が定める期間）の特定傷病休暇を使用した職員（この項の規定により特定傷病休暇の期間が連続しているものとみなされた職員を含む。）が、除外日を除いて連続して使用した特定傷病休暇の期間の末日の翌日から、一回の勤務に割り振られた勤務時間（一回の勤務に割り振られた勤務時間の一部に育児休業法第19条第1項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない時間その他の理事長が定める時間（以下この項において「部分休業等」という。）がある場合にあつては、一回の勤務に割り振られた勤務時間のうち、部分休業等以外の勤務時間）の全てを勤務した日の日数（第4項において「実勤務日数」という。）が20日に達する日までの間に、再度の特定傷病休暇を使用したときは、当該再度の特定傷病休暇の期間と直前の特定傷病休暇の期間は連続しているものとみなす。
- 3 使用した特定傷病休暇の期間が除外日を除いて連続して90日に達した場合において、90日に達した日後においても引き続き負傷又は疾病（当該負傷又は疾病の症状等が、当該使用した特定傷病休暇の期間の初日から当該負傷をし、又は疾病にかかった日（以下この項において「特定負傷等の日」という。）の前日までの期間における特定傷病休暇に係る負傷又は疾病の症状等と明らかに異なるものに限る。以下この項において「特定負傷等」という。）のため療養する必要がある、勤務しないことがやむを得ないと認められるときは、第1項ただし書の規定にかかわらず、当該90日に達した日の翌日以後の日においても、当該特定負傷等に係る特定傷病休暇を承認することができる。この場合において、特定負傷等の日以後における特定傷病休暇の期間は、除外日を除いて連続して90日を超えることはできない。
- 4 使用した特定傷病休暇の期間が除外日を除いて連続して90日に達した場合において、90日に達した日の翌日から実勤務日数が20日に達する日までの間に、その症状等が当該使用した特定傷病休暇の期間における特定傷病休暇に係る負傷又は疾病の症状等と明らかに異なる負傷又は疾病のため療養する必要があるが生じ、勤務しないことがやむを得ないと認められるときは、第1項ただし書の規定にかかわらず、当該負傷又は疾病に係る特定傷病休暇を承認することができる。この場合において、当該特定傷病休暇の期間は、除外日を除いて連続して90日を超えることはできない。
- 5 療養期間中の週休日、休日、代休日その他の傷病休暇の日以外の勤務しない日は、第1項ただし書及び第2項から前項までの規定の適用については、特定傷病休暇を使用した日とみなす。
- 6 傷病休暇は、1日、1時間又は1分を単位とする。この場合において、1時間又は1分を単位とする傷病休暇を日に換算する場合には、前条第9項の規定を準用する。ただ

し、特定傷病休暇の期間の計算については、1時間又は1分を単位とする特定傷病休暇を使用した日は、1日を単位とする特定傷病休暇を使用した日とみなす。

- 7 第1項ただし書、第2項から第5項及び前項ただし書の規定は、条件付採用期間中の職員には適用しない。

(特別休暇)

第18条 特別休暇は、選挙権その他公民としての権利の行使、婚姻、出産、交通機関の事故その他の特別の事由により職員が勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とし、その種類及び期間は、下表に定めるところによる。

特別休暇の種類	事 由	期 間
1 公民権行使休暇	職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	そのつど必要と認める期間
2 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として官公署出頭休暇	職職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	そのつど必要と認める期間
3 骨髄提供休暇	職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	1日又は1時間を単位とし、そのつど必要と認める期間

4 ボランティア休暇	職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき 一 地震、暴風雨、噴火等により災害が発生した場合における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動 二 障害者支援施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であって理事長が定めるものにおける活動 三 前2号に掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動 四 国又は地方公共団体その他の公共的団体（以下「国等」という。）の主催又は後援による環境整備、植林緑化その他の環境を保全する活動 五 国等が主催し、又は後援して行われる国際交流事業に伴い通訳その他の外国人を支援する活動 六 青少年の心身の健全な成長に資することを目的として行われるスポーツ活動、野外活動その他児童又は生徒の体験活動を指導する活動	1 の年度における期間とし、5 日以内
5 忌引	職員の親族が死亡した場合で、職員が葬儀、服喪その他親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき	この表の附表に定める期間内において必要と認める期間

6 父母の祭日休暇	職員が父母の追悼のための特別な行事のため勤務しないことが相当であると認められるとき	1 日
7 職員の生理休暇	生理日の就業が著しく困難な女性職員が請求したとき	そのつど必要と認める期間。ただし、2日を超えるときは、その超える期間については、第 17 条の規定による。
8 婚姻休暇	職員が婚姻する場合で、結婚式、旅行その他婚姻に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき	婚姻の日の 5 日前の日から当該婚姻の日後 6 月（理事長が別に期間を定める場合は、その期間）を経過する日までの間において連続する 5 日以内の期間
9 不妊治療休暇	職員が不妊治療を受けるため勤務しないことが相当であると認められるとき	1 期間は、1 の年度における期間とし、6 日（不妊治療に係る通院等が体外受精その他理事長が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10 日）以内 2 1 日又は 1 時間を単位とする。（ただし、当該休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に 1 時間未満の端数があるときは、当該残日数

		のすべてを使用することができる。) 3 1 時間を単位として使用した子の看護休暇を日に換算する場合には、第 16 条第 9 項の規定を準用する
10 妊娠中又は出産後の職員の通院休暇	妊娠中又は出産後 1 年以内の女性職員が、母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）第 10 条に規定する保健指導又は同法第 13 条に規定する健康診査を受けるとき	この表の附表の 2 に定める 回数において必要と認める時間
11 職員の分べん休暇	8 週間（多胎妊娠の場合にあっては、14 週間）以内に出産する予定である女性職員が申し出た場合における休暇（以下「産前休暇」という。）及び女性職員が出産したとき	その分べん予定日前 8 週間（多胎妊娠の場合にあっては、14 週間）に当たる日から分べんの日後 8 週間目に当たる日までの期間内
12 職員の育児休暇	生後満 1 年 6 月に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う	1 次号に掲げる職員以外の職員 1 日 2 回それぞれ 60 分以内の期間 2 育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員 1 日の勤務時間が 4 時間以下の場合は 1 日 1 回 30 分以内の期間、4 時間を超える場合は 1 日 2 回それぞれ 30 分以内の期間

		3 ただし、前項の規定にかかわらず、当該職員以外の親が当該職員が前項の休暇を使用しようとする日における同項の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労基法第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ60分（同項第2号に掲げる職員にあっては同号に定める期間）から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間
13 子の看護休暇	中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子又は疾病の予防を図るために必要なその子の世話をいう。）のため、勤務しないことが相当であると認められるとき	1 期間は、1の年度における期間とし、5日（中学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日）以内。 2 1日又は1時間を単位とする。（ただし、当該休暇の残日数のすべてを使用しようとする場

		合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。) 3 1時間を単位として使用した子の看護休暇を日に換算する場合には、第16条第9項の規定を準用する
14 学校行事参加休暇	中学校修了前の子(配偶者の子を含む。)を養育する職員が、その子が在籍する学校等が実施する行事(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校が実施する行事その他理事長が必要と認める行事に限る。)に参加するため、勤務しないことが相当であると認められるとき	1 期間は、1の年度における期間とし、2日(中学校修了前の子が三人以上の場合にあつては、3日)以内。 2 1日又は1時間を単位とする。(ただし、当該休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。) 3 1時間を単位として使用した子の看護休暇を日に換算する場合には、第16条第9項の規

		定を準用する
15 配偶者出産休暇	職員の配偶者（届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む）が出産する場合で、職員が配偶者の出産に伴い必要と認められる入院の付添い等のため勤務しないことが相当であると認められるとき	1 職員の配偶者が出産するため病院に入院する等の日から当該出産の日後 2 週間を経過する日までの間において 1 日又は 1 時間を単位とし、3 日以内（ただし、当該休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に 1 時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。） 2 1 時間を単位として使用した子の配偶者出産休暇を日に換算する場合には、第 16 条第 9 項の規定を準用する
16 男性職員の育児参加休暇	職員の配偶者が出産する場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき	1 職員の配偶者の出産予定日の 8 週間（多胎妊娠の場合にあっては、14 週間）前の日から当該出産の日後 8

		週間を経過する日までの間において、1日又は1時間を単位とし、5日以内（ただし、当該休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。） 2 1時間を単位として使用した子の男性職員の育児参加休暇を日に換算する場合には、第16条第9項の規定を準用する
17 短期の介護休暇	第19条第1項に規定する要介護者の介護（通院等の付添い、要介護者が介護サービスの提供を受けるために必要な手続きの代行その他の要介護者の必要な世話をを行うことをいう。）を行うため、勤務しないことが相当であると認められるとき	1 期間は1の年度における期間とし、5日（要介護者が二人以上の場合にあっては、10日）以内 2 1日又は1時間を単位とする。ただし、当該休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合にいて、当該残日数に1時間未満の端数があるとき

		は、当該算日数のすべてを使用することができる。 3 1 時間を単位として使用した短期の介護休暇を日に換算する場合には、第 16 条第 9 項の規定を準用する。
18 夏季休暇	職員が夏季における心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められるとき	1 の年度の 5 月から 11 月までの間において、連続する 5 日以内の期間とする。ただし特に必要があると認められる場合には、1 日単位で分割することができる
19 感染症まん延防止休暇	職員が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）の規定による交通の制限又は遮断、入院勧告等により、その出勤することが著しく困難であると認められるとき	そのつど必要と認める期間
20 非常災害による交通遮断休暇	職員が地震、水害、火災その他の非常災害により交通を遮断された場合で、その出勤することが著しく困難であると認められるとき	そのつど必要と認める期間
21 天災地変による住居滅失休暇	地震、水害、火災その他の天災地変により次のいずれかに該当する場合で、職員が勤務しないことが相当であると認められるとき 一 職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難している場	そのつど必要と認める期間

	合 二 職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができない	
22 交通機関の事故等による不可抗力休暇	職員の責によらない交通機関の事故等の不可抗力によって、職員が他の便宜の方法により出勤することが著しく困難であると認められる	そのつど必要と認める期間

附表 1 忌引日数表

死亡した親族	日 数
配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ）	7 日
父母	
子	5 日
祖父母	3 日（職員が代襲相続をし、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7 日）
孫	1 日
兄弟姉妹	3 日
おじ又はおば	1 日（職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7 日）
父母の配偶者又は配偶者の父母	3 日（職員と生計を一にしていた場合にあっては、7 日）
子の配偶者又は配偶者の子	1 日（職員と生計を一にしていた場合にあっては、5 日）
祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	1 日（職員と生計を一にしていた場合にあっては、3 日）
兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹	
おじ又はおばの配偶者	1 日

備考 葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあっては、往復に要する日数を加算することがで

きる。

附表 2 通院回数表

妊娠週数等	回数
妊娠したと認められたときから妊娠満 23 週まで	4 週間に 1 回
妊娠満 24 週から満 35 週まで	2 週間に 1 回
妊娠満 36 週から分べんまで	1 週間に 1 回
出産後 1 年まで	1 回

備考 医師等の特別の指示があった場合にあっては、その指示された回数とする。

(子育て時間)

- 第 18 条の 2** 子育て時間は、職員（育児短時間勤務職員等を除く。）が小学校に就学している子を養育するため、1 日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。
- 2 子育て時間の時間は、1 日につき 2 時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。
- 3 子育て時間の単位は、30 分とする。
- 4 子育て時間については、職員給与規程第 4 条の規程にかかわらず、その勤務しない 1 時間につき、職員給与規程第 5 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額を減額する。

(介護休暇)

- 第 19 条** 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母、祖父母、兄弟姉妹、孫並びに職員又は配偶者との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者及び職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者で理事長が別に定めるもので負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により 2 週間以上にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下この項及び次条第 1 項において同じ。）の介護をするため、理事長が、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3 回を超えず、かつ、通算して 6 月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。
- 2 介護休暇の期間は、1 日又は 1 時間を単位とし、指定期間内において必要と認められる期間とする。
- 3 前項に定める 1 時間を単位とする介護休暇は、1 日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した 4 時間の範囲内とする。

- 4 介護休暇については、職員給与規程第4条の規程にかかわらず、その勤務しない1時間につき、職員給与規程第5条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

(介護時間)

- 第19条の2** 介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。
- 2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。
- 3 介護時間の単位は、30分とする。
- 4 介護時間については、職員給与規程第4条の規程にかかわらず、その勤務しない1時間につき、職員給与規程第5条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

(無給休暇)

- 第20条** 無給休暇は、特別の事由により職員が勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とし、その期間は、その都度理事長が必要と認める期間とする。
- 2 無給休暇については、承認された休暇の期間に係る給与（期末手当、勤勉手当及び退職手当を除く。）は、一切支給しないものとする。ただし、当該承認された休暇の期間が1日の勤務時間の一部である場合には、その勤務しない1時間につき、職員給与規程第5条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

(休暇期間の計算)

- 第21条** 第15条に規定する休暇の日数及び期間の計算は、次の基準による。
- 1 年次有給休暇は、年度による。
- 2 年次有給休暇の日数には、週休日、休日及び代休日を含まない。
- 3 傷病休暇、特別休暇（夏季休暇を除く。）、介護休暇及び無給休暇の期間には、週休日、第12条第1項の規定により時間外勤務代休時間が指定された勤務日等、休日及び代休日を含むものとする。

(休暇の承認)

- 第22条** 傷病休暇、特別休暇（分べん休暇を除く。）、子育て時間、介護休暇、介護時間及び無給休暇については、理事長の承認を受けなければならない。
- 2 理事長は、傷病休暇又は特別休暇（分べん休暇を除く。）の請求について、第17条に定める場合又は第18条に定める場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、業務の運営に支障があり、他の時期においても当該休暇の目的を

達することができる」と認められる場合は、この限りでない。

- 3 理事長は、子育て時間、介護休暇又は介護時間の請求について、第 18 条の 2 第 1 項、第 19 条第 1 項又は第 19 条の 2 第 1 項に定める場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、当該請求に係る期間のうち業務の運営に支障がある日又は時間については、この限りでない。
- 4 理事長は、無給休暇の請求について、休暇の事由が社会通念から逸脱するものでなく、かつ、公共の利益に反しないと認めるときは、これを承認するものとする。ただし、業務の運営に支障がある場合は、この限りでない。

(休暇の請求等)

- 第 23 条** 年次有給休暇の付与を受けようとする職員は、あらかじめ時季を指定した書面等（書面又は電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を理事長に届け出なければならない。ただし、病気、災害その他やむを得ない事由によりあらかじめ届け出られなかった場合には、その事由がやんだ後、速やかに届け出なければならない。
- 2 傷病休暇又は特別休暇の承認を受けようとする職員は、あらかじめその事由、期間等を書面等に記載して、理事長に請求しなければならない。ただし、病気、災害その他やむを得ない事由によりあらかじめ請求できなかった場合には、その事由を付して事後において承認を求めることができる。
 - 3 産前休暇を受けようとする女性職員は、あらかじめその事由、期間等を書面等に記載して、理事長に申し出なければならない。
 - 4 女性職員が出産したときは、当該女性職員は、その旨を速やかに理事長に届け出るものとする。
 - 5 子育て時間、介護休暇又は介護時間の承認を受けようとする職員は、当該休暇の承認を受けようとする期間の始まる日の前日から起算して 1 週間前の日までに、その事由、期間等を書面等に記載して理事長に請求しなければならない。
 - 6 前項の介護休暇の承認を受けようとする場合において、1 回の指定期間について初めて介護休暇の承認を受けようとするときは、2 週間以上の期間について一括して請求しなければならない。
 - 7 無給休暇の承認を受けようとする職員は、あらかじめその事由、期間等を書面等に記載して、理事長に請求しなければならない。
 - 8 第 2 項、第 5 項又は前項の請求があった場合には、理事長は速やかに承認するかどうかを決定するものとする。
 - 9 理事長は、傷病休暇、特別休暇、子育て時間、介護休暇、介護時間又は無給休暇について、その事由を確認する必要があると認めるときは、医師の診断書その他証明書類の

提出を求めることができる。

(準用)

第24条 この規程に定めるもののほか、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する取扱いについては、山梨県職員の例によるものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第59条第1項及び地方独立行政法人山梨県立病院機構への職員の引継ぎに関する条例（平成21年山梨県条例第54号）に基づき、平成22年4月1日に地方独立行政法人山梨県立病院機構の職員となった者（以下「承継職員」という。）が、この規程の施行日の前日までに付与された年次有給休暇の残日数については、施行日においてこれを承継するものとする。

2 承継職員であって、この規程の施行日の前日までに取得の承認を受けた年次有給休暇、傷病休暇、特別休暇、介護休暇又は無給休暇については、施行日以降はこの規程の定めるところにより承認されたものとみなす。

(東日本大震災に対処するための特別休暇の特例)

第3条 平成23年7月1日から平成24年12月31日までの間における第18条の表4の項の適用については、同項中「5日」とあるのは「5日（東日本大震災に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村（東京都の市町村を除く。）の区域内において、東日本大震災の被災地又はその周辺の地域若しくは東日本大震災の被災者を受け入れている地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動を行う場合にあっては、7日）以内」とする。

附 則（平成22年規程第42号）

この規程は、平成22年6月30日から施行する。

附 則（平成23年規程第7号）

この規程は、平成23年7月1日から施行する。

附 則（平成23年規程第12号）

この規程は、平成23年10月1日から施行する。

附 則（平成 24 年規程第 5 号）

（施行期日）

第 1 条 この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

第 2 条 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）において現に傷病休暇（この規程による改正後の地方独立行政法人山梨県立病院機構勤務時間、休日及び休暇等に関する規程（以下「改正後の規程」という。）第 17 条第 1 項各号に掲げる場合に使用した傷病休暇を除く。）を使用している職員については、当該傷病休暇に限り、改正後の規程第 17 条第 1 項ただし書の規定は、適用しない。この場合において、当該傷病休暇のうち、施行日から当該傷病休暇の期間の末日までに使用した傷病休暇については、改正後の規程第 17 条第 1 項ただし書に規定する特定傷病休暇とみなす。

附 則（平成 24 年規程第 12 号）

この規程は、平成 24 年 9 月 27 日から施行する。

附 則（平成 29 年規程第 5 号）

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年規程第 3 号）

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年規程第 4 号）

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年規程第 13 号）

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年規程第 27 号）

この規程は、令和 2 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年規程第 1 号）

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年規程第 4 号）

この規程は、令和３年４月１日から施行する。

附 則（令和３年規程第１０号）

（施行期日）

第１条 この規程は、令和４年１月１日から施行する。

（引き続き令和４年１月１日に在籍する職員に関する経過措置）

第２条 施行日の前日において在籍する職員であつて、引き続き令和４年１月１日に在籍する職員については、令和４年１月１日から令和４年３月３１日までの間、改正後の第１６条第１項第１号の規定は適用せず、令和４年１月１日に、同期間の年次有給休暇として、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数を付与する。

- 一 第２号及び第３号に掲げる職員以外の職員 ５日
- 二 斉一型短時間勤務職員 ５日に斉一型短時間勤務職員の１週間の勤務日の日数を５日で除して得た数を乗じて得た日数
- 三 不斉一型短時間勤務職員 ３８時間４５分に不斉一型短時間勤務職員の１週間の勤務時間を３８時間４５分で除して得た数を乗じて得た時間数を、７時間４５分を１日として日に換算して得た日数

第３条 前条に規定する期間の開始前における年次有給休暇の残日数は、第１６条第４項の規定にかかわらず、２０日を限度として、前条に規定する期間に繰り越すことができるものとする。

第４条 第２条に規定する職員に係る改正後の第１８条の表第４項、第９項、第１３項、第１４項及び第１７項の規定による特別休暇については、令和４年１月１日から令和４年３月３１日までの間、次の各号に掲げる休暇の区分に応じて、当該各号に掲げる日数を取得できるものとする。

- 一 改正後の第１８条の表第４項の規定による休暇 ２日以内
- 二 改正後の第１８条の表第９項の規定による休暇 ２日以内
- 三 改正後の第１８条の表第１３項の規定による休暇 ２日（中学校就学の始期に達するまでの子が２人以上の場合にあつては、４日）以内
- 四 改正後の第１８条の表第１４項の規定による休暇 １日（中学校修了前の子が３人以上の場合にあつては、２日）以内
- 五 改正後の第１８条の表第１７項の規定による休暇 ２日以内（要介護者が２人以上の場合にあつては、４日）以内

附 則（令和４年規程第４号）

この規程は、令和４年４月１日から施行する。

別表第 1（第 6 条関係）

勤務の形態	勤務の種類	始業時刻及び終業時刻
通常勤務	日勤	午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分 業務上、上記の始業時刻及び終業時刻により難しいときは、職員に事前に通知することにより、始業時刻及び終業時刻をともに繰り上げ、又は繰り下げることがある。
交替勤務	日勤 A 日勤 B 準夜勤 深夜準夜 A 深夜準夜 B 深夜準夜 C 日中勤 A 日中勤 B	午前 8 時～午後 4 時 45 分 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分 午後 4 時 30 分～翌日午前 1 時 15 分 午後 4 時 30 分～翌日午前 9 時 午後 5 時 15 分～翌日午前 7 時 30 分 午後 7 時～翌日午前 8 時 45 分 午前 8 時～午後 7 時 30 分 午前 7 時～午後 6 時 業務上、上記の始業時刻及び終業時刻により難しいときは、職員に事前に通知することにより、始業時刻及び終業時刻をともに繰り上げ、又は繰り下げることがある。

別表第 2（第 16 条関係）

在職期間	日数
1 月以下	2 日
1 月を超え 2 月以下	3 日
2 月を超え 3 月以下	5 日

3 月を超え 4 月以下	7 日
4 月を超え 5 月以下	8 日
5 月を超え 6 月以下	10 日
6 月を超え 7 月以下	12 日
7 月を超え 8 月以下	13 日
8 月を超え 9 月以下	15 日
9 月を超え 10 月以下	17 日
10 月を超え 11 月以下	18 日
11 月を超え 1 年未満	20 日

別表第 3（第 16 条関係）

国家公務員等
一 沖縄振興開発金融公庫 二 国家公務員退職手当法施行令(昭和 28 年政令第 215 号)第 9 条の 2 各号に掲げる法人 三 前各号に掲げる法人のほか、理事長がこれらに準ずる法人であると認めるもの

別表第 4（第 16 条関係）

その他の職員
一 当該年の前年において公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成 12 年法律第 50 号。以下「公益的法人等派遣法」という。）第 3 条第 2 項に規定する派遣職員であった者であって当該年に職務に復帰したもの 二 当該年の前年において公益的法人等派遣法第 10 条第 1 項の規定により特定法人に在職していた者であって当該年に同項の規定により職員として採用されたもの 三 当該年の前年において職員であった者であって引き続き当該年に国家公務員等となり引き続き再び職員となったもの 四 当該年の前年において職員であった者であって当該年に公益的法人等派遣法第 3 条第 2 項に規定する派遣職員となり再び職務に復帰したもの 五 当該年の前年において職員であった者であって当該年に公益的法人等派遣法第 10 条第 2 項に規定する退職派遣者となり同条第 1 項の規定により再び職員として採用されたもの